

## 保全安全管理者認定等に関わる変更概要について

平成 21 年度より保全安全管理者に関する制度を変更しております。

1. NEXCO が行う「保全安全管理者」の認定制度は、現在行われておりません。

平成 20 年度まで東日本高速道路(株)、中日本高速道路(株)および西日本高速道路(株)（以下「NEXCO」という。）各社が、受講者の所属する会社毎に実施しておりました保全安全管理者の認定等（認定者の異動、変更、従事状況の変更等の届出制度を含む）につきましては、廃止しております。

2. 保全安全管理者になることを希望される方は、これまでどおり保全安全管理講習を修了する必要があります。

公益財団法人高速道路調査会（以下「当法人」という。）が行う保全安全管理講習会（以下「講習会」という。）を適正に受講され、修了確認試験で一定のレベルに達した者に対し、当法人が『修了証』を発行します。この修了証は、NEXCO 各社が管理する高速自動車国道および自動車専用道路等（以下「高速道路等」という）の路上作業に際し、高速道路等を利用しているお客様および作業に従事する作業車の安全の確保がなされるよう、交通規制作業および規制内作業の安全に係わる計画、安全教育、現場作業の強化を実施するために定め設置される専任の保全安全管理者の資格要件となります。

3. 平成 21 年 3 月 31 日時点の既認定者に対し発行していた『修了確認証』は、平成 26 年 3 月 31 日をもって発行を終了いたしました。

平成 16 年度夏期に実施した講習会以降の受講者で既に保全安全管理者に認定されている者（以下「既修了者」という。）に対して、当法人より平成 21 年 5 月に『修了確認証』が発行されています。なお、当該「修了確認証」につきましては、平成 26 年 3 月 31 日で有効期間が終了していますので、ご注意ください。

4. 保全安全管理者は、5 年毎に更新が必要です。

保全安全管理者（『修了証』または『修了確認証』の交付を受けた者）が、講習会受講後 5 年を越えて、引続き業務に従事する場合は、再度講習会を修了する必要があります。

【保全安全管理者制度に関する問い合わせ先】		
東日本高速道路株式会社	管理事業本部 保全部 保全課	03-3506-0111
中日本高速道路株式会社	保全企画本部 保全企画チーム	052-222-1620
西日本高速道路株式会社	保全サービス事業本部 保全サービス事業部 保全改築課	06-6344-4000
【保全安全管理講習会に関する問い合わせ先】		
公益財団法人高速道路調査会	事業部 共創事業課	03-6436-2090

## Q&A 東日本高速道路(株) 中日本高速道路(株) 西日本高速道路(株)

### 保全安全管理者制度に関すること

Q1 保全安全管理者とは？

A1 高速道路等の路上作業の現場において、作業の実施に際し、利用されるお客様や作業従事者の安全確保のために重要な、交通規制作業や規制内の安全に関する計画立案、安全教育、現場指導を行う一定の技術力、安全に関する知識、指導力を有する者をいい、過去5年以内に『保全安全管理講習』の修了を求めています。

Q2 保全安全管理者制度がどのように変わりましたか？

A2 平成21年度からは『保全安全管理講習』を受講し、講習会受講後に実施される確認試験により一定レベルに達したと認められる受講生に対して『修了証』が発行されます。

監督員は、この『修了証』に基づき、過去5年以内に『保全安全管理講習』を受講して修了している有資格者であることを確認いたします。

Q3 修了者の所属会社が行わなければならなかった届出は、どのようになったのですか？

A3 入社・退社・死亡、改名等の各種手続きは、すべて廃止されました。

### 講習会の修了証・修了確認証に関すること

Q4 修了証を一度取得したら、更新の手続きは不要ですか？

A4 5年以内以内に『保全安全管理講習』を再受講する必要があります。なお、夏期受講者は、5年後の10月31日までの期間に開催される夏期講習を、また、冬期受講者は、5年後の3月31日までの期間に開催される冬期講習を再受講するようお願いいたします。

Q5 過去5年以内に『保全安全管理講習』を受講し修了したのですが、今後NEXCOでの工事に際し、監督員にはどのように届出ればよいのですか？

A5 平成21年3月末時点で既に保全安全管理者に認定されている者（以下「既修了者」という。）を対象に公益財団法人高速道路調査会が実施した『保全安全管理講習』を修了していることを証する『修了確認証』が平成21年5月に所属会社宛に発行・送付されております。また、平成21年度に実施した『保全安全管理講習』を修了した者に対しては、『修了証』を発行・送付されております。保全安全管理者として業務に従事する際には、監督員はこの『修了確認証』または『修了証』に基づき過去5年以内に『保全安全管理講習』を受講して修了している有資格者であることを確認いたします。なお、平成17年度から平成20年度の間認定者の所属会社にNEXCOが送付した『保全安全管理者認定通知書』（原本）の提示および写しの提出により確認することも可能です。